

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

日額旅費支給規程（昭和37年岩手県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第3（第2条関係）				別表第3（第2条関係）			
区分		日額		摘要			
[略]				[略]			
能力開発研修及び専門研修	宿泊する場合	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設	[略]	国立岩手山青少年交流の家	3,400円	[略]	
		旅館（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項の旅館業の用に供する宿泊施設）	[略]	[略]		[略]	
		[略]					
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

- この訓令は、平成30年10月1日から施行する。
- この訓令による改正後の日額旅費支給規程別表第3の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。